

成年後見制度って、なに？



成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「ご本人」といいます。）について、ご本人の権利を守る「後見人」等を選ぶことで、ご本人を支援する制度です。

それでは、制度の利用の仕方を具体的に見てみましょう！

●成年後見制度は、例えばこのようなケースで使われます●

私の兄には重度の知的障害があります。このたび父が亡くなって、私と兄で遺産分割をする必要があるのですが、私が勝手にするわけにはいかないし……

《ハルキさんの場合》



どうすればいいんだろう……

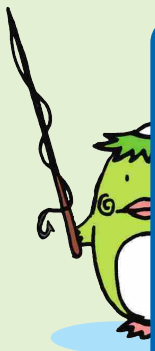
認知症の父が、入院することになりました。入院費用を払うために、父の土地を売って資金を作る必要があるのですが、私の土地ではないので……

《ナツミさんの場合》



成年後見制度には、ご本人の物事を判断する能力の程度などにより、**後見**、**保佐**、**補助**、**任意後見**という4つのタイプがあります。

これらのうち、**後見**、**保佐**、**補助**は判断能力が低下した後に行うものですが、**任意後見**は、判断能力に問題がない段階で、将来自分の判断能力が低下した場合に自分の選んだ人に支援をしてもらうことをあらかじめ契約（公正証書）で定めておくものです。





それでは次に、具体的手続について、母親のフユコさんが認知症となったアキオさんのケースで見てみましょう。

フユコさんの認知症が段々と進み、自分で預貯金
の出し入れや保険金の請求などができなくなっ
てきたため、息子のアキオさんは、成年後見制度
を利用することにしました。



フユコさん

申立てをする

成年後見制度を利用
するために、家庭裁判
所に、後見の開始の申
立てを行います。



アキオさん

申立書や書類を
準備するんだね。



家庭裁判所は、必要に応じて
事情を聞いたり、鑑定で
ご本人の判断能力を明らか
にするなどした上で、ご本
人について後見人を選ぶか
どうか、誰を選ぶかなどを
決定します。



家庭裁判所での手続

選任完了!

こうして、アキオさんが、母親
であるフユコさんの後見人に選
ばれました(※)。
後見人となったアキオさんの仕
事はここから始まるのです。



※弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家が後見人に選ばれることもあります。

選任された後見人はどのような
仕事をするのでしょうか？
次頁を見てみましょう。





いよいよ後見人としての仕事が始まります。
後見人としての主な仕事の内容を見てみましょう！

後見人の仕事とは

フユコさんの生活ぶりによく気を配り、幸せに暮らせるように配慮しながら、フユコさんに代わって、その財産を管理したり契約を結んだりします。

まずは

①生活の予定を立てる

フユコさんの意向を尊重し、フユコさんにふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えて、療養看護の計画と収支予定を立てます。

②財産目録を作る

フユコさんの財産の状況などを明らかにして、今後の財産の管理に備えます。

母の財産を、私の財産と区別して、きちんと管理することが大切なのですね！
母のために頑張ります！

日々の生活で



ご本人の財産を管理する

フユコさんの預金通帳などを管理し、収入や支出の記録を残します。

必要に応じて

ご本人に代わって契約を結ぶ

介護サービスの利用契約や、施設への入所契約などを、フユコさんに代わって行います。



定期的に

家庭裁判所に報告する

家庭裁判所の求めに応じて、後見人として行った仕事の報告をし、助言や指導を受けます。



後見人の役割は重要で、その仕事は長く続きます(※)。

ご本人の財産の額や争いごとの有無、その他の状況によっては、専門的な知識や経験を有する弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家が後見人に選ばれることもあります。

※後見人の仕事は、ご本人の死亡等によって後見が終了するまで続きます。



ハルキさんとナツミさんも、成年後見制度を利用したそうです。お2人のその後を見てみましょう！



●成年後見制度を利用して、困っていたことを解決することができました！●

弁護士が兄の後見人に選ばれ、遺産分割の協議も無事に終わりました。

兄のためになる遺産分割ができてよかったです。



司法書士が父の後見人になりました。父の土地を売って得た多額のお金を管理するのは、私には難

しそうだったので、専門家の後見人が付いてくれて安心しました。



成年後見制度についてさらに詳しく知りたい方は……

家庭裁判所の家事相談

全国の家庭裁判所では家事相談を行い、申立てを検討している方のために成年後見の手続についてご説明しています。

リーフレット

成年後見制度について紹介したリーフレットが、全国の家庭裁判所に備え置かれています。

ウェブサイトもご覧ください

1 家庭裁判所の手続については…

裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>)

「裁判手続のご案内」>「裁判所が扱う事件：家事事件」

2 成年後見制度や成年後見登記の手続については…

法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/>)

「menu：法務省の紹介」>「民事局フロントページ：新しい成年後見制度～成年後見登記制度Q&A～」

3 任意後見制度や任意後見契約については…

日本公証人連合会ホームページ (<http://www.koshonin.gr.jp/>)

「目次なしの大きな画面」>「Q and A：任意後見契約について」

